

部の分化

川上多助

一 公民

我國上古の社會に氏とカバネ（姓）と名を稱してゐた氏姓階級、氏もカバネも無く、その屬する部と名を稱してゐた部民階級、殆ど人格を無視せられて一種の物と見做され、單に名のみを稱してゐた賤民階級のあつたことは早くから認められてゐたが、古事記、日本書紀に公民といふ言葉が散見するので、近時學者の間に、氏姓階級と部民階級との間に公民階級なるものゝ存在したことを主張するやうになつた。私は先年雜誌史學第十一卷に「部に關する考察」と題して部に關する管見を發表したとき、この問題に關して、部民の氏姓階級に對する隸屬關係は、少くとも上古の末期には公私の別あるに至り、部民で依然氏族の私民たるものもあつたが、また氏族に屬するとはいつても、單に氏族の管轄に屬するに止まり、朝廷に對して納稅勤勞の義務に服するものもあつたことを注意し、記紀の執筆者はこの種の部民を以て公民としたので、公民は部民以外に求むべきでないことを論じた。その詳細は史學の右論文について見てもらはなければならぬが、（一）雄略天皇紀十五年の條に秦民を秦酒公に賜ひ、百八十種の勝

部を率ゐて庸調を獻らしめ、翌十六年國縣に桑を植ゑしめ、秦民を分ち移して庸調を獻らしめたことが見え、また大化元年九月の詔に臣連國造伴造の土地兼併の弊を擧げ、次いで「及進調賦時、其臣連伴造等先自收斂、然後分進」といふことが見え、部民の中には氏族に屬しながら朝廷に對して庸調を負擔するものがあつたことがわかり、

(二) 大寶二年の美濃、筑前、豊前の戸籍、養老五年の下總の戸籍について見るに、その住民は賤民を除けば、もと部民であつて大化以後その部を氏として某部と稱するものか、カバネ又はカバネに准ずる官職を帶ぶるもの(その一族を含めて)かで、その何れにも屬しないといふものは殆ど無いのであつて、氏姓階級でもなく部民階級でもない公民階級なるものゝ存在を考ふる餘地が無いのみならず、(三) 履中天皇紀五年の條に、車持君が筑紫に於て車持部を奪つたことを責めて、「爾雖車持君、縦檢校天子之百姓、罪一也」とあるが、「天子之百姓」は公民と解すべきであるから、この場合、車持部は部民であつてまた公民であると考へたことが、私の公民を部民の中に求めんとする主要なる根據であつた。

右の論據(二)の大寶養老の戸籍は、大化以前の氏姓乃至部の性質を論ずるものが史料として引用することを閉却するやうであるが、これ或は大寶二年は大化改新の詔が煥發せられてより五十六年を經、(養老五年は更に十九年を加ふ)、その間に政治上の大變革が行はれたのであるから、これによつて大化以前の狀態を考ふることは危険であると思ふからではなからうか。五十六年は年代として必ずしも短とはいはれないし、大化改新後諸制度の改廢の範圍は廣く、その影響も少くないのであるから、これをそのまま大化以前の史料として使用せられないことは勿論であるが、大化改新があつたからといつて、そのために近畿以外のこれ等の國々にまで人口の大移動を生じたとは

到底思はず、また大化以後に於てもカバネを賜ひ、これを改むることは一々國史に載せられて、簡人が恣にカバネを稱ふことは許されなかつたのであるから、これ等の戸籍に見えるカバネも、その中には大化以後新に賜はつたものもあつたであらうが、大部分は大化以前から各氏族が稱へ來つたものと信じてよからうと思ふ。また記紀その他の古典に某部と稱しながら、その實部民でなく氏姓階級と見做すべきものもあるが、これ等はカバネを略して稱するに過ぎないから、戸籍の上に正確にその氏名を載する時には、明かにそのカバネを擧げるか、又は有姓者の一族たることを明かにせねばならないので、大寶養老の戸籍に部と稱するものは、賤民が解放されて新に舊主の姓部を稱するやうな特殊の例を除けば、やはりもと部民であつたものと解してよいであらう。カバネを有するものがカバネを略して稱する例は前記史學の論文の第一節に擧げておいた。

次に(三)の部民を公民と稱した例證として引用した履中天皇紀について、中田薫博士は博士の「我古典の部及び縣に就て」と題する論文(國家學會雜誌第四十七卷)に於いて拙稿に論及し、私は同紀の百姓を公民と同意語に解するものと爲し、更に安閑天皇紀の大河内直味張を譴責して「今汝味張率土幽微百姓、忽爾奉惜王地、輕背使乎、宣旨味張、自今以後勿預郡司」といへるを引き、同一筆法を以てすれば、味張の如き氏姓を有し郡政に與かる官人でも、車持部と同様の公民であると云はねばならないであらうといはれてゐる。併し、私が公民と解したのは「百姓」でなく、「天子之百姓」であることは同論文に明記してある通りである。私は「天子之百姓」を以て大化元年八月庚子の詔の「國家所有公民」(飯田武郷は日本書紀通釋に國家所有をミカトノシロシメスと訓んでゐる)、大化二年八月癸酉の詔の「國家民」と同義に解して公民としたので、書紀の古訓は國家を屢ミカドと訓んでゐるのみなら

ず、安閑天皇紀元年の條の大伴金村の奏言に「我國家之王天下者、不論有嗣無嗣、要須因物爲名」といひ、欽明天皇紀十三年の條の物部尾輿、中臣鎌子の奏言に「我國家之王天下者、恒以天地社稷百八十神、春夏秋冬祭拜爲事」といふところの「國家」は天皇の意味に解せねばならぬ。然るに博士が「國家民」を公民と爲し、「國家所有公民」を國家に直屬する國家直轄の人民と説きながら、「天子之百姓」と稱せられた車持部の公民たることを認めず、「車持君の私民ではなく、天皇が神社に寄せられた、元來天皇直隸の人民であると云ふ意味を示したに過ぎない」といはれてゐるのは、私の了解に苦しむところである。天皇直轄の人民であるならばこれを公民と認むるのが至當でなからうかと思ふ。なほ履中天皇紀の文は、天皇の神崇を治め給はず、皇妃を亡へることを悔み給へるとき、「或者曰車持君行於筑紫國、而悉校車持部、兼取充神者、必是罪矣、天皇則喚車持君、以推問之、本既實焉、因以數曰、爾雖車持君、縱檢校天子之百姓、罪一也、既分寄于神祇車持部、兼奪取之、罪二也」とあつて、「天子之百姓」と稱した車持部は必ずしも神社に寄せられたものと見るを得ないのである。

記紀の公民と稱するものにつき、津田左右吉博士は日本上代史研究一七六頁以下に於いて、公民が一般平民を指す語と定まつたのは大化以後のことであらうといひ、記紀の執筆者は大化以後の思想を以て大化以後のことにこれを用ひたのであらうと解し、大化以前に公民に當るべき階級が存在したことを否定せられたやうであるが、坂本太郎博士は新著大化改新の研究一三三頁以下に於て、津田博士の説に對し、これを實際の階級に比定すべきでなく、抽象的な觀念として使用せられたものと見る點に贊し、天下の人民は公民でなければならぬとする思想は、國土王有の思想と同じく大化以前既に起り、當時の爲政者の理想的用語として國民の全體を指して公民と稱するやうにな

つたのであらうといはるゝ。併し、博士はまた同書一三二頁に於て、大化以前の人民を天皇に従ひまつる關係の直接間接によつて二類に分ち得るとし、その第一類直轄民の中に貴族、公民及び天皇の直屬の部民の三種を擧げ、第二類として私家所有の部民及び奴婢の二種を擧げてゐるから、公民といふ言葉は理想的の用語に過ぎないが、公民に當るべき人民の存在したことは認めてゐるのである。而して「公民とは貴族と稱するには社會的地位低く、さりとて部の組織にも入つてゐない者である」といはるゝが、その理由としては「いかに身分の固定的な當時でも貴族における子孫の蔓延は遂には此の如き身分に墮した者を生ぜしめたであらうし、又恭順なる國造、縣主に管治せられた人民は部民で無かつたに違ない」といふに止まり、特に論證するところがない。今右の一節について考ふるに、博士は通説に従つて氏姓階級を貴族と見られてゐるが、私はカバネを有するものをすべて貴族と稱するのは妥當でないと思つてゐる。勿論、カバネには上下の差等があり、その尊重された程度も時代によつて相違があつたわけであり、殊に冠位の制定せられてよりカバネの意義は一層輕くなつたであらうと思ふ。カバネを以て後の位階に准じて考へて見ても、眞に貴族といふべきものは五位以上で、位階があるからといつても初位八位のものまでも貴族と考ふることはできないのである。殊に位階は箇人に授けらるゝに對し、カバネは一族皆これを稱するのであるから、榮譽とする程度に於ても位階との間に大なる徑庭があつたわけである。前述する如く、大寶養老の戶籍を見れば、カバネを稱するものは殆ど何れの部落にも多數あるので、五十餘年前の大化時代に於てもカバネを有するものが悉く貴族として重ぜられてゐたとは考へられない。カバネを有するものがその姓を奪はるゝことは記紀にその例があり、無姓の民のあつたことも疑ふべからざることであるが、特殊の例を擧げて直ちに無姓公民の一階級の存在を主

張するのはどうであらうか。單に五十餘年の後なる故を以て大寶養老の戸籍の示すところを無視し、氏姓階級以外に公民階級の存在を認むることは困難といはざるを得ない。また坂本博士の「恭順なる國造縣主に管治せられた人民は部民では無かつたに違ない」といはるゝことは、中田博士の國造稻置の管轄に屬する人民を以て公民とする説と一致するから、次に中田博士の説について管見を述べる。

中田博士は前記の「我古典の部及び縣に就て」といふ論文に於て公民の意義を説き、公民は品部即ち部民の國縣に雜居することを許されざるに反し、國縣に雜居する「國家所有」の人民を總稱したものであるといひ、公民が既に「國家所有」の人民、即ち國家に直屬する國家直轄の人民であるならば、地方行政官たる國造稻置の管轄に屬する一般平民であると解するのが最も自然な見解であらうといはるゝのである。博士が公民は國縣に雜居することを許され、品部は國縣に雜居することを許されなかつたといふ根據は、大化二年八月の詔の「始王之名々、臣連伴造國造、分其品部別彼名々、復以其民品部交雜使居國縣、遂使父子易姓、兄弟異宗、夫婦更互殊名、一家五分六割、由是爭競之訟盈國充朝、終不見治、相亂彌盛、粵以始於今之御天皇及臣連等所有品部、宜悉皆罷爲國家民」といふ一節である。併し、こゝには品部の交雜のために生ずる弊害を述ぶるに止まり、品部の國縣に雜居することを禁ずることや、新に公民としてその雜居を認むるやうな意味は全く見出されない。且つ「國縣」の二字も嚴密に行政區劃として見るならば、大化二年正月國司郡司の制度を布かれた後であり、且つ同じ詔の後段に將に發遣せんとする國司に對して「國縣之名來時將定」とあるから、「國」は國司の管轄する國であつて、國造の管轄の國ではなく、「縣」は郡とあるべき筈で、郡司の管轄區域である。従つて品部が國縣に住むことを許されないとすれば、國內に

居ることのできないわけであるから、品部の國縣に住むことを許さないと云ふ理由は無い。故にこゝに問題となるのは諸氏の品部の交雜すること、詔はそのためにより父子、兄弟、夫婦の間に混亂を生ずることを宣べられたのである。今、正倉院文書に據つて地方聚落の状を見るに、養老五年の下總國の戸籍で、大島郷甲和里の郷戸房戸の戸主の氏名の明かなるもの六十一名の内、五十六名が孔王部氏であり、神龜三年の山背國愛宕郡雲上里の計帳に據るに、その戸主はすべて出雲臣の一族であり、同じく雲下里では二十戸の内、出雲臣の一族の戸主たるもの十七戸に及ぶが、これ等は一郷の住民が同一の氏族同種の舊部民から成るもので、品部の交雜のなかつたところであるが、恐らく大化以前からかくの如き状態を繼續してをつたのであらう。また續日本紀寶龜三年四月の條に坂上莉田麻呂の奏言を載せて、「先祖阿智使主、輕島豐明宮馭宇（應神）天皇御世、率十七縣人夫歸化、詔賜高市郡檜前村而居焉、凡高市郡内者、檜前忌寸及十七縣人夫滿地而居、他姓者十而一二焉」といふやうな例もある。これに反して、大寶二年の戸籍で、美濃國栗柄田里、筑前國川邊里の如きは、その住民に一姓氏の特に多いものがなく、前者に於ては戸主の氏名の明かなるもの二十一名で九氏（或は十氏）に分れ、後者に於ては戸主の氏名の明かなるもの十八名で八氏に分れ、氏族品部の交雜せる一例と見るを得よう。

次に博士が公民を以て國造稻置の管轄に屬する一般平民であると解せらるゝのは、大化元年八月の詔に「國家所有公民」とあるところから公民を國家直轄の人民と爲し、國造稻置は地方行政官であるから、公民はその管轄に屬するものであるといふのである。併し、國造稻置の地方行政官たる性質、その管轄區域等については研究すべき餘地多く、單にその地方行政官たる概念によつて推論することは躊躇せざるを得ない。すべての公民が果して國造稻

置の管轄に屬してゐたであらうか。履中天皇紀の「天子之百姓」たる車持部は、必ずしも國造稻置の管轄下にあつたものとは考へられず、貢租は公民の國家に對する重要な義務であり、その徴收進納は國造稻置の主要なる職務であらうが、大化元年九月の詔に「及進調賦時、其臣連伴造等先收斂、然後分進」とあれば、臣連伴造等も調賦の徴收進納に與かつてゐたのである。これ等の調賦を納むるものは、國造稻置の管轄下の人民とは見られないから、やはり臣、連、伴造に隸屬する人民、即ち部民と解すべきでなからうかと思ふ。それならば臣連伴造に屬してゐても、國家に對して一定の貢租課役に服するものを同じく「國家所有民」と解するを否定すべき理由なく、「國家所有民」は必ずしも國造稻置の管轄に屬する人民と見るを要しないのである。

次いで國造稻置の性質に就いて考ふるに、北史に「有軍尼(國造)一百二十人、猶中國牧宰、八十戶置一伊尼翼(稻置)、○翼は如舊の誤は今里長也、十伊尼翼屬一軍尼」と見えてゐる。舊事本紀の國造本紀に列擧する國造の總計は百三十五で、その中には多少整理すべきものがあるから、その數は北史、舊事紀、共に略一致するものと見るを得べく、國造の總數は百二三十人あつたものと考へられる。また北史に據れば、稻置は八十戶の民を管し、國造はその十倍の八百戶を管するが、令制は五十戶を以て一里、即ち後の一郷とするから、一國造の管轄區域は後の十六郷の地に當り、國造の總數を百三十人と見て、その管轄區域は總計二千八十郷となるわけである。然るに延曆承和間の作とせらるゝ律書殘篇には我國の郷數を四千十二とするから、國造の管轄區域はその半に達するに過ぎない。更に考ふるに、令制の五十戶を以て一里とするのは、養老五年の下總國大嶋郷の戶籍に就いて見るに、郷戶を以て編制することをいふのである。併し郷戶は法律上の戶であつて、事實上の戶を考ふる時には、郷戶の中の房戶について考へなければならぬ。

大嶋郷は甲和、仲村、嶋俣の三里より成り、大嶋郷は郷戸五十と稱するが、實は甲和仲村の兩里は各四十四戸、嶋俣里は四十二戸で、總計百三十戸となつてゐる。これ里に於ては房戸をも一戸として數へたからであらう。郷戸は令制によつて定まつたものとすれば、國造の管する八百戸は房戸によつていつたものとせなければならぬ。即ち大嶋郷の例によつて三里百三十戸とすれば、國造の管する八百戸の地は一八・四里で、百三十人の國造の管轄區域は二千三百九十二里である。然るに律書殘篇の里數は郷數の三倍の一萬二千三十六であるから、國造の管轄區域はその五分の一にも足りないといふことになる。もとより奈良時代の制度、平安時代初期の史料によつて大化以前を推論するのであるから、これ等の數字も到底正確を期するを得ないが、これによつて見れば、國造の管轄區域は如何に多く見積つても郡郷の半を越えず、或は五分の一乃至四分の一であらうとさへ思はるので、その他は臣連等の勢力範圍に歸するわけである。

また國造稻置は地方豪族を擇んで任じたもので、成務天皇紀に「國郡立長、縣邑置首、取當國之幹了者、任其國郡之首長」とあるのはそのためである。故に彼等は國造稻置とならないでも、もとよりその地方に勢力を有してゐたもので、國造といふ言葉も、朝廷の官職としてでなく、單に地方豪族として用ひた例もある。日本武尊を野に誘ひまゐらせ火を放つて害し奉らんとした地方豪族を書紀には賊と爲し、「其處賊陽從之」とか「悉焚其賊衆而滅之」とかいつてゐるが、古事記にはこれを國造と爲し、「其國造詐白」とか「皆切滅其國造等、即著火燒」とかいつてゐる。それ故、國造の管轄區域には國造箇人としての勢力が多分に行はれ、國造の一族がその地方に薰衍したのみならず、大化元年九月の詔に「其臣連等伴造國造各置已民、恣情驅使」と見える「已民」、同二年正月の詔に「別臣連

伴造國造村首所有部曲之民」を罷めよと宣せられた「部曲之民」、共に國造にもとより隸屬してゐた人民である。また神代紀に天津彦根命を凡川内直の祖とし、古事記に天津日子根命を凡川内國造の祖とし、凡川内氏は直を以てその國造となつてゐたのである。安閑天皇紀の大河内直味張もまた凡河内國造であつたのであらうが、大伴大連に對して「每郡以饌丁、春時五百丁、秋時五百丁、奉獻天皇、子孫不絶」を誓ひ、その罪を謝して命請ひをした。即ちその饌丁は國造たる大河内直の私民でなければならぬ。同じく天皇の元年、笠原直使主は同族小杵と争ひ、朝廷の裁斷によつて武藏國造となつたので、天皇のために横濱、橘花、多氷、倉櫛、四ヶ處の屯倉を置き奉つたが、横濱は後の横見郡、橘花は後の橘樹郡、多氷は多末の誤なるべく、後の多摩郡、倉櫛また倉樹の誤なるべく、後の久良（岐）郡の地と思はるゝから、武藏國造は少くともこれ等の四郡に私領を有してゐたのである。隨つてまた國造はこれ等の四郡に於て、その土地を耕すべき私民を有したわけである。國造を純然たる地方行政官としても、これ等の人民は國造の私民であるから、たとひその管轄區域に住んでゐても、所謂「國家所有民」即ち公民と見做すことはできないのである。

これ等の地方に於ては、族長が各一族及び私民を率ゐてその地方の秩序を維持し、朝命を奉じて公務に服してゐたのであるから、その點に於ては國造と臣連その他の族長との間に著しい差異はなかつた筈で、國造が地方行政官として行ふところは、臣連等の族長がまた一族私民に對して行ふところであつた。故に國造の地方行政官たる性質はその一族私民以外の人民に對して行ふところに表はれ、管轄區域の人民が悉くその一族私民であるならば、國造は要するに地方豪族たるに止まり、朝廷はその任命によつて彼等に官を授け朝命を奉せしめんとするに過ぎなかつ

た。成務天皇の時に國造稻置を置いた目的も、書紀の傳ふところでは専ら地方の秩序の維持に在りしものゝ如くその詔に「黎元蠢爾、不悛野心、是國郡無君長、縣邑無首渠者焉」と見え、國造稻置を諸國に置いたために「是以百姓安居、天下無事焉」といつてゐる。然らば國造の一族私民以外で、如何なる人民が國造の管轄に服したのであらうかが問題となるが、氏族の勢力が盛で、所屬の部民を率ゐて一地方を占住するものは、國造の管轄以外にもあるものと思はねばならぬ。併しながらカバネを稱するものといへども、上古の末期に於ては、前述の如く必ずしも勢力盛なる貴族と見做されず、地方に在るものゝ中には國造に劣るものが少くなかつたのであらうから、これ等の氏族階級の國造の管轄に入ることは考へられぬことではない。併しながら記紀その他の史籍にその徵證を得ないからこれを保留するでしょう。また私の舊稿にも論じたやうに、一氏族に屬する部民は必ずしも同一種のものではなく、その間に實力による離合集散が行はれたが、殊に大化二年八月の詔に據れば、奴婢といへども「欺主貧困、自託勢家求活、勢家仍強留買、不送本主者多」といふから、部民の氏族に隸屬する關係も大化直前には益複雑になりそのために部民が氏族の羈絆から脱して國造の管轄に歸するものも少くはなかつたであらうと思ふ。即ち私の考ふところでは、朝廷が初めて國造を置いた時には、國造自身の勢力範圍を認めて管轄區域としたもので、成務天皇紀の「令諸國、以國郡立造長、縣邑置稻置、並賜楯矛以爲表、則隔山河而分國縣、隨阡陌以定邑里」といふ文は、必ずしも字句の意味の如く信ずるを得ない、寧ろその勢力範圍を整理して劃定せるものと見るべく、古事記の「定賜大國小國之國造、亦定賜國々之堺及大縣小縣之縣主也」といふのが事實に近いであらうと思はれる。然るにその後皇威の發展に伴ひ、國造の地方行政官としての權力は漸次重きを加へ、その行政權は氏族の羈絆を脱した部民、

或は徴力なる氏族に及び、大化直前に於ては、國造はその管轄區域に廣大なる土地を有し、多數の私民を擁し、その地位を世襲としながらも、なほ地方行政官として、國司の監督の下にその事務を執るやうになつたのであらうと思ふ。

大寶二年美濃國味蜂間郡春部里の戶籍で、戶主の氏名の明かなるものは三十名であるが、その中十名は國造族で、他の二十名は春部、六人部、土師部、石部、石作部、都布江、春日、漢人を氏とするものであつた。味蜂間郡は安八郡で、續日本紀和銅元年三月庚申の條に「美濃國安八郡人國造千代」といふものは右春部里の戶籍に見ゆる國造の一族であらう。大化二年の詔によつて臣連伴造國造の部民が互に雜居してゐた地方のあつたことは前述したが、春部里の例によつて見れば、大化以前に於て國造の一族がまた他の部民と同里に交雜して任んでをつたことが考へられようと思ふ。當時國造が管轄區域の政治を行ふには、その一族を率ゐて任に當つたものと考へねばならないが、かくの如く國造の一族が各種の部民と同里に雜居する場合、國造の行政權がこれ等の部民に及ばないならば、その管轄區域なるものゝ存在は殆ど考へられないやうに思ふ。即ち中田博士の如く、國家所有公民を國造の管轄に屬する人民と解しても、部民は公民でないといふ理由は成立せざることになるであらう。

然らば公民とは如何なる人民を意味するのであらうか。その語の意義は唐以前の文獻について調べべきであるが、管見では見當らないから、直ちに我が文獻について考へることにする。古事記垂仁天皇の段に丹波道主王の女兒姫弟姫を公民と稱した例はあるが、寧ろ特別の用例と見るべく、書紀には推古天皇十八年の條に「皇太子島大臣共議之、錄天皇記及國記、臣連伴造國造百八十部並公民等本記」とあるを初見とする。私は舊稿に於て部の伴男と解す

べき例あることを認めながら百八十部を部民と解したが、中田博士の高論によつて伴男と解すべきことを確め得たので、これを取消し、この一節を以て公民の國造以下の氏姓階級に對立する例としよう。天平十九年勘録の法隆寺縁起並流記資財帳に、推古天皇戊午年四月、聖德太子が法華勝鬘等の經を講せられたことを載せ、「諸王公主及臣連公民信受無不憲也」といふのも、公民を皇族及び臣連に對立せしめた例である。然るに文武天皇元年八月卽位の詔の宣命に「皇子等、王等、百官人等天下公民」と見えるのをはじめ、階級制度の一變した奈良時代には公民を皇族及び百官人と對立せしむるのが慣例となつた。

また大化元年八月の詔に「國家所有公民」と見え、同二年八月の詔に「始於今之御當天皇及臣連等所有品部、皆罷爲國家民」と見えるので、公民が國家の所有に屬し、私人の所有ならざることがわかる。而して公民を「國家所有民」と稱するのは、その國家に租税を納め、或は國家の課役を負擔するがためで、天平十六年九月の勅に「諸國郡官人等不行法令、空置卷中、無畏憲章、擅求利潤、公民歲弊、私門日增、朕之股肱、豈合如此」とあるのは公民の性質を説明するものである。更に日本後紀弘仁二年閏十二月乙巳の條に紀嗣宗が「天下之人皆承父性、身爲公民、長貢調庸」といひ、同九年八月戊午の勅に「長門國部内不要驛家十一所、馬五十五匹、朝使無往還之要、公民有守飼之費」(類聚國史第七所引)と見える公民も、或は調庸を納め、或は驛戶として公務に就くものである。然るにその身分の上からいへば公戶と大差なかるべき神戸寺封の如きは、その調庸田租は直接國家の收入とならず社寺に納むるものであるから、これを公民と區別し、神祇令集解神戸條の穴説に「其神戸義倉、一混合公戶、貯官倉也」といひ、同じく古記に「神戸義倉、如公民義倉云耳」といつてゐる。また續日本紀神護景雲二年三月乙巳の條に「公

戸百姓、時有霑恩、寺神之封、未嘗被免、率土黎庶、苦樂不同、望請、一准公民、俱沐皇澤」といひ、類聚三代格、承和十一年十二月廿日の官符は鴨上下兩社の神戸をして社邊の河や原を禁護せしめ、「若致汚穢、永出神戸、以公戸民相替補入」といつてゐる。

次に公民は奈良時代以後官人階級に對立すると共に賤民夷俘に對立し、官人階級と賤民夷俘との中間にあつた。延暦八年五月の大政官の奏言に「謹案令條、良賤通婚、明立禁制、而天下士女及冠蓋子弟等、或貧艷色而奸婢、或挾淫奔而通奴、遂使氏族之胤沒爲賤隸、公民之徒變作奴婢」といひ、また貞觀五年九月の官符に良賤間の婚姻につき「公民之輩求媚婚姻、忘贖彼族、奸作此賤」といひ（類聚三代格卷三）、公民奴婢の對立は良賤の對立であつた。また公民は夷俘と對立し、日本後紀弘仁三年九月戊午の條に陸奥國遠田郡の人竹城公金弓等三百九十六人の言を載せ、「已等未脫田夷之姓、永貽子孫之耻、伏請改本姓爲公民、被停給祿、永奉課役」といひ、これ等の俘囚は公民たらんことを請うたのであるが、こゝでも公民たることは課役を奉ずることであつた。

また奈良時代には平民といふ言葉が屢公民と同じ意味に用ひられ、和銅元年七月、元明天皇の穗積親王等に賜はつた勅に「百官爲本、至于天下平民、垂拱開衿、長久平好」と見えるのもその一例である。故に平民の意義を通じて公民の意義を見ることができよう。平民も賤民に對立し、職員令、民部卿の職掌にかゝる家人奴婢につき義解に「既非平民、故別顯」といつてある。また後段述ぶる如く、馬飼、雜戸は賤民ではないが、一般の人民から蔑視せられた一階級であり、天平十六年二月のその解放の勅に「汝等今負姓、人之所耻也、所以原免同於平民」と見え、良人でも賤視せらるゝ馬飼雜戸は平民、即ち公民と考へられなかつた。また歸化人は公民たることを妨げず、續日

本紀延曆四年六月乙丑の條、坂上荊田麻呂の上表に阿智王の奏請を引き、「其人民男女擧落隨使盡來、永爲公民、積年累代以至于今、今在諸國漢人亦是其後也」といひ、日本後紀延曆十八年二月の條に、信濃國の人卦妻眞老等「已等先高麗人也、小治田、飛鳥二朝庭時節、歸化來朝、自爾以還、累世平民、未改本號」といつてゐるが、俘囚は平民でなく、同書弘仁四年二月乙巳の制に「損稼之年、土民俘囚、咸被其災、而賑給之日、不及俘囚、飢饉之苦、彼此應同、救急之恩、華蠻何限、自今以後、宜准平民預賑給例」と見え、類聚三代格貞觀十一年十二月五日の官符にまた「俘夷之性、本異平民」といつてゐる。而してもと平民であつても、貫籍の地を去つて他國に住み浮浪人（一に浪人といふ）となれば平民ではなかつた。同上弘仁二年八月の條に「諸國浮浪人、若遭水旱者、准平民免調庸」といつてゐる。

以上、奈良時代、平安時代初期の文獻について列擧した諸例によれば、當時公民又は平民と稱した階級は、大化以前については臣連伴造國造百八十伴男と對立し、大化以後に於ては諸官人と賤民、雜戶、夷俘、浮浪人等との中間にあつて、朝廷に租税を納め課役に服してゐた人民と解することができようと思ふ。更に奈良時代の租税課役の制度について公民と公民以外の階級とを比較すれば、官人、從つて位階を有するもの、並に雜戶、浪人、賤民、夷俘は皆一般の租税課役の一部を免除されてゐるものであり、これに反して公民にはその特典がなかつたから、國民一般の租税課役の義務に服するものを公民と見ることが出來よう。而して大化以前の部民の中には、屯倉を耕作する田部や、天皇皇族の御名を後世に傳ふるために編成された御名代の民の如く、直接朝廷に奉仕するものがあり、また前述の如く、諸氏に屬して調賦を國家に納むるものがあり、國造の管轄に屬する部民もまた同様であらう。中

田博士は田部、御名代等の民を公の品部と爲し、これを諸氏に私屬の部民と別ち、公の品部は朝廷から氏氏の氏上に委任してこれを管轄せしめたのであるが、就中伴造の官を有する氏上に委ねることが通例であつたらうといはれてゐる。即ちこれ等の部民は諸氏に隸屬するといつても、その管轄に屬するといふにとゞまり、その私有の民ではなかつたのである。彼等はその部民たる地位に於て、上は臣連等の氏姓階級と對立し、下は賤民階級と對立し、同じく部民の中にあつても諸氏私屬の部民と對立し、而してまた彼等の國家のために納稅勤勞の義務に服する點に於て、國家所有の民と稱することもできようと思ふ。即ち彼等を公民と解することができるのである。たゞ大化以前に於て果してこれを公民と稱したか、また記紀の執筆者が大化以後の思想によつて公民と書いたのかは容易に斷定するを得ない。何となれば、記紀共に奈良時代に成り、記の公民は前述の如く特別の用例であり、紀の公民は僅に推古天皇紀と大化元年の詔に出づるだけで、推古天皇紀の國史の編纂が公民の本記にまで及ばんとしたか疑問とせざるを得ず、大化の詔の文は執筆者の潤飾するところ多く、必ずしも原形を傳へたものと思はれないから、この一例によつて大化以前に公民なるものゝ存したかどうかを決定するを得ない。たゞ當時果して公民と稱したかどうかは姑く措き、後の公民に當るものゝあつたことだけは認むべきであると思ふ。

以上論ずるところによつて、私は大化以前の公民なるものは、臣連伴造國造のいづれに屬するを問はず、その管轄の下に朝廷に奉仕し、調賦を納め課役に服する部民であると解するのであるが、もし果して然らば、大化二年正月の詔の「罷昔在天皇等所立子代之民、處々屯倉、及別臣連伴造國造村首所有部曲之民、處處田庄」といふ部曲之民、同八月の詔の「始於今之御寓天皇及臣連等所有品部、宜悉皆罷爲國家民」といふ品部は、諸氏私屬の部民と解

せねばならぬ。子代之民は本來公民と解すべきであるが、皇族私屬の部民であるところからこゝに擧げられたのである。即ち大化改新はすべての部民を氏族から解放したのではなく、その公民と稱すべきものは、大化改新に先立ち、氏族の私民でなくなつてゐたので、大化改新は彼等の管轄を臣連伴造國造から國司郡司に移したに過ぎず、故に大化改新によつて解放されたものは諸氏私屬の部民であるといふことになる。

かくの如く大化二年正月の詔によつて皇族臣連以下諸氏私屬の部民は解放されて公民となつたのであるが、天智天皇三年に至り諸氏の民部家部を定めたことが見える。これ天武天皇四年の詔に「甲子年諸氏被給部曲」と見えるもので、所謂民部家部は部曲であるが、部曲は書紀の古訓にウヂツヤツコと訓み、支那に於ても私民と解されてゐたことは故宮崎道三郎博士の部曲考に説くところである。その諸氏に給はつた部民は、曩に解放せらるべくして解放されなかつた私民を給はつたのであるか明かでないが、天武天皇の四年これを除めてより、私民としての部民は史上に全く跡を絶つやうになつた。

二 品部雑戸の制度

部民の氏族に對する隸屬關係は天武天皇四年の詔によつて全廢されたが、律令の制度は伴造、部民の古來傳ふるところの技術を用ふるため、伴造を伴部とし、部民を品部、雑戸として諸司に配屬せしめた。伴部は造兵司、典鑄司の雑工部、土工司の泥部、鍛冶司の鍛部の類で、賦役令集解の舍人史生條の朱説に「伴部、謂諸司友御造也」といひ、職員令集解の跡説に「雜工部、謂友造也、鍛冶司唯習此、自餘諸司伴部等皆直稱支造耳」(典鑄司)といひ、

同じく古記、別記の説に「漆部廿人之中、伴造七人、倭國經年役、伴造爲伴部」（漆部司）といひ、同じく穴説に「泥部者、古言波都加此之友造」（土工司）といふところによつて、その古代の伴造の遺制であることがわかる。選叙令に據るに、伴部は式部の判補するところで、考課の法は八考を以て限とし、八考皆中ならば一階を進め、四考中にして四考上ならば二階を進め、八考共に上ならば三階を進めて叙することになつてゐる。伴部と品部、雑戸とは同じく諸司に配屬し、同種の勤務に服するのであるが、品部、雑戸には考課の法が無いことが一の差異となつてゐる。

品部といふ言葉は書紀の大化二年八月の勅及び垂仁天皇三十九年の條の注記に見える。大化二年八月の詔は既述の如く、臣連以下の氏族所有の品部が國縣に交雜して一家の五分六割する弊害を述べ、これを國家の民と爲さんとを宣したものであり、注記は楯部、倭文部、神弓削部、神矢引部、玉造部等十種の品部を五十瓊敷皇子に賜うたことである。こゝにいふ品部はいづれも氏族の私屬の部民と解せらるゝのである。雑戸は書紀には見えないで、續日本紀大寶元年八月の條に、三田首五瀬が黄金冶成の功によつて正六位上を授けられ、封五十戸、田十町を賜ひ、「仍免雜戸之名」といふのが始で、次いで同三年五月、正七位上倉垣連子人等訴へて雑戸を免せられたことが同書に見えてゐる。雑戸に關する規定は大寶律令に出でゝゐるが、律令撰定の業を終つたのは大寶元年八月癸卯で、五瀬の叙位の丁未に先だつ僅に四日の事であり、而かもこれを施行したのは翌二年十月である。故に雑戸の稱は大寶律令の一般に施行せらるゝに先だち行はれたことは明かであり、或は遡つてその准據としたといふ淨御原朝廷の令即ち天武令にもその規定があつたではないかと考へられる。

品部、雜戸の名稱、配屬の官司、勤務、特典等は職員令集解の古記、釋說、別記に見える。古記、釋說、別記、皆大寶令の注釋書である。行論の便宜のため、煩を厭はず、以下これを抄録することにする。先づ品部を列擧する。

圖書寮

紙戸 釋云、別記云、紙戸五十戸、山代國自十月至三月、每戸役二丁、爲借品部、免調雜徭也、古記無別

雅樂寮

樂戸 古記云、別記云、伎樂卅九戸、木登八戸、奈良笛吹九戸、右三色人等、倭國臨時召、但寮常爲學習耳、爲品部取、謂免雜徭也

造兵司

雜工戸 古記及釋云、別記云、○中瓜工十八戸、楯縫卅六戸、幄作十六戸、右三色人等、臨時召役、爲品部、取調免徭役

鼓吹司

鼓吹戸 古記及釋云、別記云、大角吹并二百十八戸、右每戸召自九月至二月習、爲品部、免調役也

主船司

船守戸 古記及釋云、別記云、船守戸百戸、津國以十戸一番役、爲品部、免調役（養老令には船守戸を船戸と改む）

主鷹司

鷹養戸 古記及釋云、別記云、鷹養戸十七戸、倭河内津、右經年每丁役、爲品部、免調役（養老令は鷹養戸を鷹戸と改む）

大藏省

百濟戸 狛戸 古記及釋云、別記云、忍海戸狛人五戸、竹志戸狛人七戸、合十二戸、役日無限、但年料牛皮廿張以下令作、

村村狛人三十戸、宮郡狛人十四戸、大狛染六戸、右五色人等爲品部、免調役也、紀伊國在狛人百濟人新羅人并卅人戸、

年料牛皮十張、鹿皮麕皮令作、但取調庸免雜徭、○中衣染廿一戸、飛鳥沓縫十二戸、吳床作二戸、蓋縫十一戸、大笠

漆部司

縫卅三戸、横作七十二戸、右六色人等臨時召役、爲品部、取調庸免雜徭

漆部

古記及釋云、別記云、漆部廿人之中、伴造七人、倭國經年役、伴造爲伴部、漆部爲品部、漆部十戸、經年每戸役、免調役也、泥障二戸、草張一戸、右二色人等、臨時召役、爲品部、取調免徭役、限外漆部五人、泥障八戸、草張三戸、右三色人等爲品部、取調免徭役、但漆部伴造並得考

織部司

染戸

古記云、別記云、錦綾織百十戸、年料一人錦一疋、綾一疋令織、但貴錦一疋令織、錦機卅四枚、爲品部、取調免徭役、吳服部七戸、年料每戸小綾二疋令織、爲品部、取調免徭役、緋染七十戸、役日無限、染繩無定、爲品部、取調免徭役、藍染卅三戸、倭國廿九戸、近江國四戸、二戸出女三人役、餘戸、每丁令採薪、爲品部、免調役、以上釋無別

大膳職

雜供戸

釋云、別記云、鵝飼卅七戸、江人八十七戸、網引百五十戸、右三色人等、經年每丁役、爲品部、免調雜徭、未醬廿戸、一番役十丁、爲品部、免雜徭、每年以下古記無別

大炊寮

大炊戸

古記及釋云、別記云、大炊戸廿五戸、津國客饗、爲品部、免雜徭、戸止五戸定餘皆止(大炊戸は養老令には廢せられた)

典藥寮

藥戸

乳戸 古記云、及釋云、別記云、藥戸七十五戸、經年一番役卅七丁、乳戸五十戸、經年一番役十丁、右二色人等、爲品部、免調雜徭

造酒司

酒戸 古記及釋云、別記云、酒戸百八十五戸、倭國九十戸、川内國七十戸、合定百六十戸、一番役八十丁、爲品部、免調雜徭、但津國廿五戸、今定十戸、客饗時役也

園池司

園戸 古記及釋云、別記云、園三百戸、經年一番役百五十戸、爲品部、免調雜徭

土工司

泥戸 古記及釋云、別記云、泥戸五十一戸、一番役廿五丁、爲品部、免調雜徭也

主水司

氷戸 古記及釋云、別記云、氷戸百卅四戸、自九月至二月、每丁役、自三月至八月、一番役卅丁、爲品部、免調雜徭

次に雜戸を列擧する。

造兵司

雜工戸 古記及釋云、別記云、鍛戸二百十七戸、甲作六十二戸、韃作五十八戸、弓削三十二戸、矢作廿二戸、軀張廿四戸、羽結廿戸、梓刊卅戸、右八色人等自十月至三月、每戸役一丁、爲雜戸、免調役也

大藏省

百濟手歩 百濟戸 古記及釋云、別記云、略中百濟手歩十戸、左京八戸、右京二戸、一番役五人、月料履一人十六兩令縫、爲雜戸、免調役也、百濟戸十一戸、臨時免役、爲雜戸、免調役

鍛冶司

鍛戸 古記及釋云、別記云、鍛戸三百卅八戸、自十月至三月、每戸役丁、爲雜戸、免調徭

宮陶司

宮戸 古記及釋云、別記云、宮戸百九十七戸、年料一丁、長二尺、廣一尺八寸、深四寸、若干具、長一尺六寸、廣一尺四寸

深三寸、二具、爲雜戶、免調役

左(右)馬寮

馬甘 古記及釋云、別記云、左馬寮(馬廐カ)飼造戸二百卅六戸、馬甘三百二戸、右馬寮馬甘造戸二百卅戸、馬甘二百六十戸、右馬造戸等仕寮者、爲伴部、免調雜徭、不仕者取調、其馬甘爲雜戶、免調雜徭(馬甘は馬飼であり、養老令にはこれを飼丁と改む。續日本紀和銅六年五月甲戌の條、「物部亂等二十六人、庚午以來並貫良人、略故皇子命宮、檢括飼丁之使、誤認亂等爲飼丁焉、於理斟酌、何足憑據、請從良色」と見え、養老の改正に先だち飼丁の稱は行はれてゐたのである。)

以上列擧するところに據るに、品部、雜戶は特殊の物品の製作に當り、或は特殊の勤務に服するもので、朝廷は畿内近國に於て各その戸數を定めてこれを諸司に配屬せしめ、調、徭、或は調徭共に免じて、毎年一定期間これを朝廷に徵集して、朝廷の用度とすべき諸種の物品を製作せしめ、或は特に定むる勤務に服せしめ、又は家にあつて所定の物品を製作して納入せしめたのである。

律令の良賤の別に從へば、品部、雜戶は共に良に屬する。殊に品部は賦役令集解舍人史生條の朱說に「品部、謂取良人配隸諸司雜色也」といひ、その良人たることを明かにし、同じく水旱條の釋說に課役の意義を説いて、「課、謂調及副物田租之類、役、謂庸及雜徭品部之類」といひ、品部を以て庸、雜徭の如く力役の一種と見做してゐる。雜戶は集解の諸說に賤に屬する陵戸と並び稱せられ、賤に類するやうであるが、戸令當色婚條に擧ぐる賤民は陵戸、官戸、家人、公奴婢、私奴婢の五種に限り、雜戶に及ばざるのみならず、良人と雜戶、陵戸との婚を聽すべきや否やにつきて、法家の説くところは一致して良人と雜戶との婚姻を認め、良人と陵戸との婚姻を聽さないのであり、

朱説には、雑戸は良人との婚姻を聽さるゝの故を以てその陵戸との婚姻は聽さざることを主張してゐる。また賦役令には一位以下及び百姓、雜色人に義倉の粟を出さしむべきことを定めてあるが、雜色人といふのは品部、雑戸で、陵戸以下の賤民に及ばざることは、これまた法家の一致する解釋である。

かくの如く品部、雑戸の良人たることは明かであるが、それにも拘らず集解に引用する法家の間には品部雑戸を以て賤民に類するものと考へてゐた。例へば、軍防令の規定に據れば、賤民は兵士となるを得ず、良を詐つて軍に入り、後にその事がわかれば本色に還し入るゝのであるが、職員令集解左馬寮の條の古記、釋、別記に「以前、雑戸品部戸莫差兵士」といひ、義解にも「雑戸、陵戸、品部之類亦同也」といひ、雑戸、品部は陵戸以下の賤民と同じくこれを聽されなかつたのである。また賦役令は品部、雑戸共に課役を免ずることを定め、戸令には戸内課口あるものを課戸と爲し、課口なきものを不課戸と爲したが、その集解には、穴説に馬(廿)戸、鍛冶戸等の雑戸は直に馬戸、鍛冶戸と注して課不を注すべからざることを載せ、私案に乳戸、紙戸等品部の類もこれに従ひ、乳戸、紙戸と注して課不を注せず、陵戸亦同じといひ、更に雑戸以下良人に准じて課不を注し、但官戸は注せざるのみといふ今説を擧げてゐる。故に品部、雑戸は良人ではあるが、その地位、實は良賤の間にありといふべく、隨つて公民、百姓と呼ばれた一般の人民と區別せられてゐた。續日本紀、養老五年七月、放鷹司の官人、大膳職の長上等を廢するにつき、その役するところの品部は公戸に同じうせよといひ、翌六年三月、伊賀國金作部東人等七十一戸の雑戸の號を除き、並に公戸に従はしむることが見え、品部、雑戸はその籍を脱してはじめて公戸となり公民となることのできたのである。故に前に引いた續日本和私銅六年五月甲戌の條の物部亂等がもと良人たることを説き、雑戸た

る飼丁の籍を脱して良色に従はんことを請ふといつた良色は公民の意義に解すべきである。

令制の品部や雑戸の種類は、別記によつて抄録した前述のもの以外には出でないが、續日本紀には別記に見えない品部が屢散見する。例へば養老四年六月、河内手人刀子作廣麻呂に改めて下村主の姓を賜ひて雑戸の號を免じ、同年十二月、また朝妻金作大歳、同族河麻呂二人、并に男女雑戸の籍を除いて、大歳に池上君の姓、河麻呂に河合君の姓を賜ひ、更に天平勝寶四年二月己巳の條には京畿諸國の鐵工、銅工、金作、甲作、弓削、矢作、棹削、鞍作、輦張等の雑戸と見えてゐる。その刀子作、金作、鐵工、銅工、鞍作は養老令にも別記にも見えない雑戸である。また天平神護元年閏十月、河内國の御服の絹を織る戸、造餅戸を停め、延暦元年六月、雜色の長上五十四人を解却して餅戸、散樂戸を廢したことが續日本紀に見えるが、河内國の御服を織る戸といふのは別記の河内國廣絹織人等三百五十戸と稱するものに當るとするも、(造)餅戸、散樂戸は別記の中に見えない。併しながら集解によつて見れば、令の樂戸には伎樂、木登、奈良笛吹、三種の品部があり、雜工戸には鍛戸、甲作、靱作、弓削、矢作、輦張、羽結、棹削八種の雑戸があることを思へば、刀子作、金作、鐵工、銅工、鞍作は雜工戸或は鍛戸の一種であり、同じく造餅戸は雜供戸の、散樂戸は樂戸の、一種の品部又は雜戸と見做すことができようと思ふ。また宮内省被官の内染司は供御の雜染の類を管理するところであるが、令制では染師二人、使部六人、直丁一人これに屬することになつてをり、古記、釋説は官奴婢を以て駈使丁に充つることを説いてゐるが、品部のこれに屬することは全く見えないのである。然るに正倉院文書には、天平十七年四月十七日附で、直丁一人、廝丁一人、品部二人の五月分の食料を請ふところの内染司解があり、内染司にも品部、恐らくは染戸なるものが若干配屬してゐたことが考へられる。更に

諸司に屬する品部、雜戸にも増減のことあるべく、造兵司の鼓吹戸は大角吹二百十八戸、主鷹司の鷹戸は鷹養戸十七戸であるが、神龜三年八月、鼓吹戸は三百戸、鷹戸は十戸に改定したのはその一例である。また典藥寮の乳戸五十戸あることは別記に見えるが、別記には他の品部の諸例と異なり、その國を擧げてゐない。然るに續日本紀に和銅六年五月「始令山背國點乳牛戸五十戸」といふ。その乳牛戸五十戸は或は別記の乳戸五十戸以外のものであらうと考へられる。要するに、集解の別記等に見える品部雜戸はそのすべてを盡くしたのではなく、またその官司に屬する數は必ずしも一定しなかつたのである。

次にその分布の地域について見るに、別記の品部、雜戸は畿内及び近江、紀伊の兩國に限られてゐるが、品部は姑く措き、雜戸はこれ等の國々以外にも住んでゐたのである。即ち美濃國山縣郡三井田里大寶二年戸籍は同里の戸口を擧げて、「正丁壹佰伍拾參之中兵士參拾貳、遺壹佰貳拾壹、(鍛壹)」といひ、鍛戸一口の同里に住んでゐたことを示す。また養老六年三月雜戸の號を除いて公戸とした七十一戸の中には、伊賀、伊勢、近江、丹波、播磨、紀伊等の諸國に住んでゐたものがあるのである。即ち品部雜戸は京に出で、公務に就く關係から、畿内近國を多く出でないわけであるが、これ等の國々について考へて見ても、その範圍は大和を中心として、北は丹波、南は紀伊、東は美濃、西は播磨の諸國に及ぶのである。併し、雜戸の官司に於ける作業を一家の業とするものは、これ等の畿内近國以外にも居つたことは認めねばならぬ。肥前風土記は三根郡漢部郷について、昔、來目皇子(用明天皇の御子)が新羅を征伐せんとして忍海漢人を率ゐ來つてこの地に居らしめ、兵器を造らしめたので、これを漢部郷と稱したといふことを傳へる。忍海は大和忍海郡の地で、忍海戸狛人五戸は狛戸として大藏省に屬した雜戸である。忍海漢

人は神功皇后紀に據るに、葛城襲津彦が新羅の草羅城を陥れて歸朝した時に、伴ひ還つた捕虜の子孫であるといふ。而して養老六年三月、公戸とした七十一戸の雑戸の中にも、伊勢國に忍海漢人安得、近江國に忍海部乎太須、播磨國に忍海漢人麻呂がある。肥前の忍海漢人もこれ等の雑戸と同種に屬し、その兵器を造ることは畿内近國の忍海漢人が雑戸としてその配屬の官司に於てはたらいてゐたのと同じわけである。

いふまでもなく、我が律令の規定は唐の制度に據るところが多い。品部、雑戸の制度も、前述の如く當時の我が國情のこれを必要としたことは明かであるが、また唐の賤民制度を參酌してこれを定めたことも争はれない。今主として玉井是博氏の「唐の賤民制度とその由來」といふ論文（京城帝國大學法文學會編、朝鮮支那文化の研究所載）に據りこれを述べれば、唐の賤民は官に隸屬するものと私家に隸屬するものとあり、前者には官奴婢、官戸、雑戸、工樂、太常音聲人の別がある。官奴婢は我が公奴婢に當り、反逆の罪によつて没官された男女及びその奴婢で、唐六典卷六、尙書省刑部都官の條に「凡初配没、有伎藝者、從其能而配諸司、婦人工巧者、入于掖庭、其餘無能、咸隸司農」といひ、同書卷十九、司農寺鈎盾署の條に「凡孳生鵝鴨雞彘之屬、皆令官奴婢爲課養之」といひ、官奴婢の中、特殊の技藝のあるものはその能に従つて諸司に配し、その技藝なきものゝ中には司農等に隸し、鵝鴨雞彘の飼養を課せらるゝものがあつたのである。官戸は我が令に於ても賤民の一種の名稱で、唐ではまた番戸と稱し、官奴婢と同じく罪人の官に配没されて諸司に隸屬するもので、唐律疏議卷三（名例）に「官戸者、亦謂前代以來配隸相生、或有今朝配没、州縣無貫、唯屬本司」といふ。而して官奴婢の長役なるに對し、官戸は番役で、一年三回、一ヶ月づゝ勞役に就くだけである。雑戸は同書同卷に「雑戸者、謂前代以來配隸諸司、職掌課役不同百姓、依令、

老免進了受田、依百姓例、各於本司上下」といひ、同書卷十二(戸婚)にまた「雜戶者、前代犯罪沒官、散配諸司驅使、亦附州縣戶貫、賦役不同白丁」といひ、その勤務は官戸と同じく番役で、官戸よりもやゝ軽く、一番一ヶ月で、二年に五回役に就くのである。而して我が雜戶が良なるに反し、唐の雜戶は賤に屬し、唐律(戸婚)は雜戶の良人と婚を爲すを得ざらしめ、違ふものは杖一百に處し、また百姓の雜戶の男女を養つて子孫とするを禁じ、男を養ふものは徒一年半、女を養ふものは杖一百の刑に處した。我國の律は殘闕が多く、その規定を詳にするを得ないが、我が律には雜戶と良人との婚姻に關する規定が無かつたものと見え、これを聽すべきや否やについては、戸令集解當色婚の條下に學者の間を設けて説明するものがあり、これを聽すことも畢竟學者の解釋によつて決定してゐたわけである。また唐律の良人の雜戶の男女を養つて子孫とすることを禁ずる規定が我が律にあつたかどうかは明かでないが、雜戶が良人を子孫とすれば徒一年半に處するといふことは戸婚律の逸文によつて知らるのである。即ち雜戶が良人と婚姻することは聽さるゝが、良人を養子とすることは聽されないといふことになるのである。この點について瀧川政次郎氏はその著日本社會史に於て、右戸婚律の條文は、我が律令の編纂者が我が雜戶の良たることを忘却して、これを賤とする唐律の規定をそのまま繼承して設けた規定であるといはれる。工樂は工戸、樂戸の略で、官戸又は官奴婢の中から選び充て、工は少府監に屬し、樂は太常寺に屬した。少府監は百工技巧の政令を掌り、中尙、左尙、右尙、織染、掌冶五署の官屬を總べ、天子の服御をはじめ、朝廷に要する工藝品を製作する官衙である。即ち中尙署は郊祀の圭璧、及び歲時の乘輿器玩、中官の服飾等を供へ、左尙署は天子の車輿華蓋等を供へ、右尙署は天子の鞍轡その他を供へ、織染署は天子皇太子及び羣臣の冠冕を供へ、掌冶署は銅鐵器物を鑄する

ことを掌り、工戸はこれ等各署に分屬してその業に従つたのである。太常寺は禮樂郊廟社禩の事を掌り、郊社、太廟、諸陵、太樂、鼓吹、太醫、太卜、廩犧の八署を統べ、その政令を行つた。樂戸の隸屬したのは太樂署と鼓吹署で、太樂署は祭祀饗燕に供する樂を掌り、鼓吹署は鹵簿の儀に備ふる樂を掌るところである。太常音樂人は太常寺に屬する樂人で、賤民ではあるが、その地位最も高く、良人と婚姻することができ、良人と異なるところは百姓賦役の法に従はず太常寺に分番勤務するだけで、戸籍その他全く良人と同様であつた。

さて唐制官屬の賤民にはかくの如く五種の別があるが、その中で官奴婢は最も卑しく、官戸、雜戸これに次ぎ、唐六典卷六、刑部都官の條に「凡反逆相坐、沒其家爲官奴婢、一免爲番戸（官戸）、再免爲雜戸、三免爲良人、皆因赦宥所及則免之」といつてゐる。雜戸と工樂及び太常音樂人については、名例律にこの三者を一括して條文を立て、その刑罰を定め、疏議にこれを解して、「工樂者、工屬少府、樂屬太常、並不貫州縣、雜戸者、散屬諸司上下、前已釋訖、太常音樂人、謂在太常作樂者、元與工樂不殊、俱是配隸之色、不屬州縣、唯屬太常、義寧（隋末年號）以來、得於州縣附貫、依舊太常上下、別名太常音樂人」といつてゐる。而して太常音樂人は良人との婚姻を聽され、前述の如く賤民の中でその地位最も高く、雜戸は太常音樂人と同じく州縣に貫し、工樂は官戸と同じく州縣に貫せず、玉井氏は工樂を以て雜戸と官戸との間に位するものとしてゐる。而して前述六典刑部都官の條、雜律の良賤間の姦に關する規定等に見る如く、一般に官屬の賤民を擧ぐる時には、官奴婢、官戸、雜戸を擧げて工、樂、太常音樂人に及ばなかつたのである。

我が品部雜戸の制が唐の賤民制度殊に工樂雜戸の制に據つて定められたことは、上述するところによりこれを比

較對照すれば明瞭であるが、その最も著しい相違は唐の工業雜戶が賤民なるに反し、我國の品部雜戶が良人であることである。唐の工業雜戶が賤民であるのは、その前朝或は今朝、即ち唐代或は唐代以前犯罪によつて官に配没せられたものゝ子孫であることから考ふれば疑ふべき理由もないが、我國の品部雜戶は、公民と同じくもと部民でありながら、特殊の技能のあるために彼等と異なる課役に服し、良人であるに拘らず、公民（百姓）と區別して雜色人と稱せられたのである。もつとも品部と雜戶とは常に連稱せらるゝが、その身分は必ずしも同一ではない。戶令當色婚の條に於て集解の諸家の論議に上つたのは専ら雜戶と良人との婚姻で、品部と良人との婚姻は問題にならなかつた。戶籍を造る時にも、一般の人民の戶籍は三通作成して、二通は太政官に送り、一通は國に留め置くのであるが、雜戶籍は陵戶籍と同じく更に一通を寫して所屬の官司に送る規定になつてゐる。然るに品部についてはその規定がなく、集解、義解、共に論及するところがない。また國史に就いて見るに、雜戶が雜戶たる理由なきことを具してその除籍を朝廷に申請し、或は朝廷から特旨を以て雜戶の籍を除かるゝことはあるが、品部が賤視せらるるを厭ひ、雜戶の如く改姓を申請したやうな例は全く見當らない。併しながら、前述の如く、品部といへども雜色人として公民と區別せらるゝ點に於て雜戶と同じく賤視せられてゐたわけである。

品部雜戶がかくの如く賤視せられ、公民とされなかつたのは何故であらうか。言換へれば、律令の編纂者は、我國の品部雜戶と唐の工業雜戶との性質の相違を認め、品部雜戶を良人としながら、一面に於て工業雜戶の制を擬し、公民と賤民との間にこれを置くに至つたのは何故であらうか。その點について特に考へて見たいと思ふ。

品部雜戶の職とするものゝ中には律令制定以前から我國に於て卑賤の職としてゐたものもあつたやうである。雅

樂寮に屬する樂戸は、別記に伎樂、木登、奈良笛吹の三種五十六戸の品部を擧げてゐるが、集解に引くところの大屬尾張淨足の説に據れば、雅樂寮には唐樂以下の外國樂の外に久米舞、大伴彈琴、佐伯持刀舞等、我國固有の歌舞をも傳へてゐたのであらう。然るに神代紀に火闌降命が御弟の彦火々出見尊と海幸山幸を交換せんとして、御弟の尊を苦しめんとしたるに失敗して、その罪を謝するに「從今以後、吾將爲汝俳優之民、請施恩活」といひ、犢鼻褌を着け、赭を掌や顔に塗り、海中に溺れ苦しむ狀を爲し、「初潮漬足時則爲足占、至膝時則舉足、至股時則走廻、至腰時則抱腰、至腋時則置手於胸、至頸時則舉手飄掌」踊り狂つたといふのである。雅樂寮で固有の舞を傳ふるとしても、この種俳優の民の所作があつたどうかは明かでないが、これによつて或種の舞踊を業とするものを賤視する慣習が上代にあつたことは想像せられようと思ふ。また奈良時代には諸大寺の賤民の間に舞樂を善くするものがあつて、これ等の諸大寺に行幸の場合、その伎を天覽に供して歡感に預つた例も續日本紀に散見する。次に左右馬寮に屬する馬飼が雜戸になつてゐるが、神功皇后が新羅を征せられたとき、新羅王は我が軍容に恐れを成して降り、「從今以後、長與乾坤、伏爲飼部、其不乾船舵、而春秋獻馬梳及馬鞭」といつた。即ち馬飼は罪に服するものゝ業とするところと考へられてゐたのである。また鳥を飼養するものを鳥養部といひ、犬を飼養するものを犬養部といつたが、鳥養部については、雄略天皇の十一年、鳥官がその管理する鳥が犬に噛み殺されたため、面に黥して鳥養部とせられ、これを非議した信濃、武藏の直丁も同じく鳥養部とされたことが書紀に見え、犬養部については、安閑天皇の二年に國々に犬養部を置いたことが書紀に見えるが、續日本紀靈龜二年八月癸亥の條に、備中國淺口郡の犬養部鷹手といふものが往日飛鳥寺の燒鹽戸に配せられ、誤つて賤例に入るといふことが見えてゐる。これに據れば、

鳥養部、犬養部も馬飼と同じく賤視せらるゝ慣習があり、刑餘の人がこれに編入さるゝ例もあつたことゝなる。主鷹司の鷹戸の品部たることもかくの如き理由から説明さるゝであらうと思ふ。

次に品部雑戸の職とするものを子細に検討すれば、支那朝鮮の文化、又その歸化人と密接なる關係のあるものが多く、その中には、大化以前、蕃別の氏族が品部雑戸と同種の部民を率ゐて朝廷に仕へてゐたのではなからうかと思はるゝものがあり、また品部雑戸の製品は宮廷又は官司の需要に供するもので、民間需要の同種の製品に比較すれば特に精巧なることを必要とし、隨つてこれを製作する彼等は大陸の特殊の技術を傳へるものと考へらるゝ。今、前に擧げた順序によつて各の品部雑戸についてこれを検討して見ようと思ふ。

(一) 紙戸 紙は後漢の蔡倫が始めて造るといひ、製紙の法は支那から直接或は朝鮮半島を経て我國に傳はつたのであらうが、殊に推古天皇の十八年高麗王の貢上によつて來朝した僧曇徴は能く彩色及び紙墨を作るといはれた。紙戸はその技術を傳へたものではなからうか。

(二) 百濟戸部、百濟戸、その百濟から歸化したものであることは勿論である。百濟手部は令制雜縫の作事を掌り、百濟戸の作業は令制并に集解の諸家の説に所見がないが、百濟手部と同じことをしてゐたのでらう。百濟手部は雜戸でありながら特に考課に預るの特典があつた。もつともこれを手人として否定する師説もあるが、古記、釋説、別記、義解、案説、皆肯定してゐる。

(三) 樂戸 樂戸の中、別記に明かに品部として擧げてあるのは伎樂、木登、奈良笛吹の三種である。伎樂は吳樂で、南北朝時代の南朝の樂である。木登、奈良笛吹の傳ふる音樂の性質は明かでないが、木登、奈良笛吹、合せ

て十七戸なるに對し、伎樂は三十九戸（一本では四十九戸）の多きに達する。

(四) 雑工戸 鍛戸、甲作、鞆作、弓削、矢作、鞆張、羽結、棹削の八種を雑戸とし、爪工、楯縫、幄作の三種を品部とし、雑戸品部合計五百三十五戸の中、鍛戸は二百十七戸で最も多く、甲作の六十二戸、鞆作の五十八戸これに次ぎ、その他は最も多い楯縫でも三十六戸で、最も少い幄作は十六戸である。鍛戸は多く金屬の武器を造つたのであらうが、素戔鳴尊が八頭の大蛇を斬つた劔は韓鋤の劔であり、應神天皇の御代、百濟は手人韓鍛卓素といふものを貢り、仁徳天皇の十二年高麗國は鐵盾鐵的を貢り、推古天皇の二十年大臣蘇我馬子の上壽の歌に和し給うた御製に「蘇我の子等は、馬ならば日向の駒、太刀ならば吳の眞鋤」と見えるのも、吳國の太刀が良劔たる名聲を博してゐたからである。即ち大化以前、優秀なる武器が支那或は韓半島から我國に傳はつてゐたので、大化以後に於いても刀劔等金屬の優秀なる武器を造るものは漢韓の歸化人の間に多く見出されたであらう。以下述ぶる如く、史上に見はるゝ雑戸の中に韓鍛冶をはじめ、漢韓歸化人の後裔と目すべきものが多くあるのもそのためである。

(五) 鼓吹戸 別記には大角吹を品部としてゐる。唐制、樂戸は太常寺鼓吹署に屬する。

(六) 船戸 別記には船守戸とする。穴説に「船司船令船戸人守、自餘公船令兵士守」といひ、古記は船戸の屬する主船司の職掌につき「常在津官私舟數及斛料數、悉檢校知、但自他國往來者、臨時檢察耳」といつてゐる。即ち船戸は主船司の船を管し、主船司は公私の船を檢察するところである。欽明天皇の十四年壬辰爾（百濟に出づ）が船賦を數へ録して船長となり、船史の姓を賜はり、その子孫はこれを世職としたが、主船正の職掌は船長、船史の職掌と類するものがあつたでなからうか。

(七) 鷹戸 朝廷で鷹を飼養したのは、仁徳天皇の四十三年、秦酒君をしてこれを飼はしめ、鷹廿(養)部を定めたのが始である。

(八) 百濟戸、狛戸 大藏省に屬し、いふまでもなく百濟戸は百濟人、狛戸は高麗人である。これを細別すれば、狛人は五種六十二戸で、その中二種の狛人は牛皮を作り、大狛染といふのは皮革を染めることを職としたのであらう。同じく大藏省に屬する狛部は雜革の染作を掌ることが條文に見えてゐる。仁賢天皇紀に日鷹吉士が高麗に使用して巧手者てびとを招ぎ、歸朝して工匠須流すゑ積き、奴流ぬ積き等を獻じたが、「今大倭國山邊郡額田邑執皮高麗是其後也」といふ。執皮はなめし皮を作るものである。高麗人が皮革の製作に従ふことは大化以前からあつたことである。百濟手部、百濟戸は合計二十一戸で、共に雜戸であるが、百濟手部は毎月一人十六兩の履を縫ひ、内藏寮の百濟手部と同じく特に考課に預ることができた。この他、衣染、飛鳥沓縫、吳床作、蓋縫、大笠縫、橋作の六種百五十一戸の品部があるが、恐らく狛人或は百濟人であらう。

(九) 雜工戸 典鑄司に屬する雜工戸は古記及び釋説に「抽出鍛冶造兵司部人及高麗百濟新羅雜工人配之」とあるので、高麗、百濟、新羅人が雜工戸となつたことがわかる。

(一〇) 漆部、泥障、革張 養老令の條文には漆部二十人を擧げてゐるが、古記等に據れば、その二十人は伴造としての漆部が七人、品部としての漆部が十戸、泥障二戸、革張一戸である。この定數の外に漆部五人、泥障八戸、革張三戸を品部として使役することができた。

(一一) 染戸 別記に據るに、錦綾織百十戸、吳服部七戸、河内國廣絹織人等三百五十戸、緋染七十戸、藍染三

十三戸、餘戸若干である。吳服部は小綾を織り、餘戸は薪を採るのが職である。我國織染の業は必ずしも大陸の影響によつて起つたわけではないが、漢韓工人の來朝によつて大に發達するに至つたことは事實であり、秦の始皇帝の後と稱する秦公は蠶を養ひ絹を織つて貢り、雄略天皇の叡感に入り、雄略天皇の御代身狹村主青は吳國に使用して、吳國の貢獻せる手人漢織、吳織を伴ひ歸つた。また姓氏錄に據るに、錦織(部)村主は韓(漢)國人波努志の後といひ、錦部連は百濟國速古大王の後といひ、狛染部は高麗國須牟那王の後といふ。而して萬葉集の正述心緒歌には「高麗錦、紐解き開けて」云々と詠んでゐる。

(一二) 雜供戸 別記に鶉飼三十七戸、江人八十七戸、網引百五十戸、未醬二十戸、四種二百九十四戸の品部を擧げてゐる。これ等の品部の職は他の品部雜戸と異り、外國文化の影響を受けたものと考へられない。

(一三) 大炊戸 その作業について別記に「津國客饗爲品部」とあれば、來朝の外客饗宴のために置いたもので、支那又は朝鮮風の料理を作るものであらう。

(一四) 藥戸、乳戸 藥戸は藥草の採取播種に従ひ、乳戸は藥園に飼養する牛の乳を取るもので、共に典藥寮に屬する。姓氏錄に和藥使主は吳國主照淵の孫智聰に出で、欽明天皇の御代、大伴狹手彦に従つて來朝し、内外典藥の書を傳へ、その子善那使主は孝德天皇の御代牛乳を獻じたので、和藥使主といふ姓を賜はつたといふ。これによれば藥戸、乳戸はもと和藥使主に従つてゐた部民であらうかと思はれる。

(一五) 酒戸 酒は民間各自の家において造つてゐたが、應神天皇の朝、百濟から來朝した仁番ニハ、一名須須許里といふものが酒を造つて天皇に獻じたところ、天皇はその美酒たることを賞し給ひて御製があり、酒部公を置かれ

たことが古事記、姓氏録に見えてゐる。酒戸の造る酒は宮廷で特に造るところの美酒であらうと思はれる。

(一六) 鍛戸 造兵司所屬の雜工戸に鍛戸があるが、養老令の條文に鍛戸とあるのは鍛冶司所屬の雜戸である。別記にその數を三百三十八戸と爲し、造兵司所屬の鍛戸と合すれば五百五十五戸に達する。この他、典鑄司所屬の若干の鍛戸があつた筈である。

(一七) 園戸 園戸の屬する國池司は供御の物を産する園池を管する官廳であるが、姓氏録に據るに、御池造、園部首、園人首等の諸氏は諸蕃に屬し、皆百濟人の後裔である。

(一八) 泥戸 穴説に泥部を古言波都加此乃友造といひ、泥戸を奴利戸と訓む。共にその屬する土工司は土作瓦塀を營み石灰等を焼くことを管掌するところで、義解に「瓦塀猶瓦也、以泥爲瓦、故連言」といふ。然らば泥部は主として瓦を焼くことを業とするものゝやうである。我國で瓦を葺き壁を塗るやうになつたのは大陸の建築術が傳來したためで、崇峻天皇の元年に百濟國から瓦博士麻奈父奴等四人が來朝したことがある。

(一九) 氷戸 氷室に與かるもので、毎年春分の初め氷を諸臣に頒つことは仁徳天皇の六十二年に始まる。姓氏録に水取連はあるが諸蕃ではない。特に韓漢の文化の影響のあるやうに認むべき理由はない。

(二〇) 筥戸 一定の寸尺によつて若干具の筥を造る雜戸で、別記に擧ぐるところ百九十七戸である。その屬する筥陶司の長官は令に筥陶器皿の事を掌るとあり、釋説は皿を器の總名と爲し、飲食の用器で、木工器皆掌るといひ、古記は土師の皿器を檢校すといひ、筥陶司は大同三年正月官司廢合の方針から大膳職に併合された。これによつて考ふるに、別記は筥戸の單に筥を造ることのみを擧げてゐるが、或は筥だけでなく、その中に土製の食器を入

れて納めたものではなからうか。また古記に據れば宮戸は上代の土師部の後とも考へられる。宮戸もまた漢韓の技術を傳ふるものとは思はれない。

(二二) 馬甘 左右馬寮に屬し、養老令に飼丁といひ、穴説に飼丁は猶飼戸といふが如しといふ。馬甘については前に述べたが、その數、左馬寮に三百二戸、右馬寮に二百六十戸、總數五百六十二戸で鍛戸よりも稍多い。

前述の如く、別記に引くところの品部雜戸はそのすべてを盡くすものではないが、姑くこれによつてその總數を擧ぐれば、品部二二五三戸、雜戸一六四五戸、合計三八九八戸である。但典鑄司所屬雜工戸の數は擧げてないから、雜戸の數はその分だけ増加すべきわけである。その中一〇〇戸以上のものを擧ぐれば、品部では河内國廣絹織人三五〇戸で最も多く、園戸の三〇〇戸、大角吹の二八〇戸これに次ぎ、その他酒戸の一八五戸、氷戸の一四四戸、錦綾織一一〇戸、船戸の一〇〇戸といふ順序となり、雜戸では左右馬寮の馬甘合計五六二戸、造兵司、鍛冶司の鍛戸合計五五五戸で、雜戸の總數の約七割は馬甘、鍛戸の占むるところであり、宮戸の一九七戸これに次ぎ、その他は最も多い甲作で六二戸に過ぎない。それ故、雜戸の性質を考ふるには馬甘と鍛戸とに重きを置かねばならぬ。

以上論述するところにより集解の古記、釋、別記の説に見ゆる品部雜戸の職とするものに、支那、朝鮮の文化の影響に出づるものゝ多いことは明かであらうと思ふ。隨つてこれ等の文化を我國に傳へたものには、支那、朝鮮から我國に來つた漢韓人乃至その後裔の多かつたことも考へられよう。上代に於て手工業に熟するものを手人と稱し、才伎又は巧手者などの文字を以てこれを表はしたが、記、紀及び續日本紀に手人と稱するものには外來民族の多いことも注意せねばならぬ。朝廷はまた屢これ等の手人を支那、朝鮮の諸國から徵するやうにした。即ち應神天皇の

朝、百濟は王仁と共に手人韓鍛冶卓素、吳服西素の二人を貢したことが古事記に見え、雄略天皇の七年、西漢才伎さいまきのあやの歡因知利の奏を納れ、吉備臣弟君を百濟に遣はして「巧者」を獻らしめ、弟君はその獻する今來才伎いまきのうじと（又は手末手伎たなすゑのてといふ）を率ゐて大島に據り叛を謀つたが、その妻樟媛に殺され、手人は大和に移されて上桃原、下桃原、眞神原の三ヶ所に置かれた。新漢陶部高貴しんまんのあやのすまらくり、鞍部堅貴、書部因斯羅我、錦部定安那錦、譯語卯安那など稱するもの是れである。書紀は注に或本を引いて、弟君百濟より還り、漢手人部あやのてひと、衣縫部、宍人部を獻るといふ。次いで同天皇十二年勅を奉じて吳國に使した身狹村主青は、翌々十四年、吳國の獻する手末才伎漢織、吳織及び衣縫兄媛、弟媛等を率ゐて來朝した。また仁賢天皇は日鷹吉士を高麗に遣はして巧手者を召さしめ、吉士高麗より還つて工匠須流ていこうすゑる・奴流ぬる・流りゅう・積せき等を獻じたことは前に述べた。新羅は孝德天皇の大化五年沙喙部沙喰金多遂を質とし、齊明天皇の元年及後彌武を質としたが、前者に於ては十人の才伎、後者に於ては十二人の才伎者をして従はしめた。これによれば朝鮮から質として我國に來るものは若干の手人を従へて來り獻するのが例であつたやうに見える。而して手人の雜戸たることは續日本紀養老三しん年十一月辛酉の條に「少初位上朝妻手人龍麻呂賜海語連姓、除雜戸號」といひ、同戊寅の條に「少初位下河内手人大足賜下譯姓、忍海手人廣道賜久米直姓、并除雜戸號」といひ、翌四年六月戊申の條に「河内手人刀子作廣麻呂、改賜下村主姓、免雜戸號」といふやうな幾多の例によつて見ることが出来る。集解にも、内藏寮の百濟手部について、古記、釋、別記のこれを雜戸とする後を承けて「師說、百濟手部十人、此爲手人、不合得考也」といつてゐる。即ち雜戸たる百濟手部は手人であつたのである。併しながら手工業を我國に傳へた漢韓人が必ずしも雜戸でなかつたことは、大藏省に屬する百濟手部、百濟戸の雜戸たるに拘らず、忍海戸、竹志戸、村々、

宮郡、大狛染の狛人は品部であることによつて明かである。また養老令に於ては百濟手部と百濟戸、狛部と狛戸とを別ち、百濟手部、狛部はその數を定め、百濟戸、狛戸にはこれを闕き、前述の如く百濟手部を以て手人と爲し、考課に預かるを得ざるものとする集解の師説もあるが、義解では百濟手部、狛部、共に考課を得るものと爲し、集解の諸家も師説以外にはこれを認めてゐる。

然らば我國に來た支那、朝鮮人の後裔の中で、如何なる性質のものが品部となり雜戸となつたのであるか、これを明かにするを得ないが、手人、雜戸の中にはその祖先が捕虜として我國に伴れて來られたものゝあつたことは事實である。神功皇后紀五年の條に葛城襲津彦が新羅の草羅城を抜いて凱旋し、桑原、佐廩、高宮、忍海、四邑の漢人等の始祖はその時の俘人であるといふことが見えてゐる。佐廩は大和國南葛城郡葛城村大字佐味の地であるが、同村大字朝妻は古への朝妻の地であり、續日本紀養老三年十一月の條に朝妻手人龍麻呂の雜戸の號を除くこと見え、また同四年十二月、勅して朝妻金作大藏等男女雜戸の籍を除くこと見え、姓氏錄に朝妻造は韓國人都留使主の後であるといふ。即ち朝妻手人は佐廩に置かれた漢人の後裔の朝妻に發展したものであらうと考へられる。また和名抄に大和國忍海郡は中村、津積、園人、栗栖の四郷より成ること見え、後、南葛城郡に屬するやうになつた。葛津襲津彦の率ゐて歸つた俘人を置いたといふ忍海はその地であらう。而して前に擧げた古記に、忍海戸狛人五戸は品部として役日限なく、年料牛皮二十張以下を作らしむるといひ、續日本紀に養老三年十一月、忍海手人廣道の雜戸の號を除き、同六年三月、伊勢忍海漢人安得、近江國忍海部乎太須、播磨國忍海漢人麻呂等、姓雜工に涉るといへども、元來雜戸の色に預からざるため、その號を除いて公戸に従はしめ、神龜元年十月、忍海手人大海等兄弟六人の

手人の名を除くといふことが見えてゐる。忍海戸狛人はもとより高麗人であるから、この俘人の後ではないであらうが、忍海漢人はもと忍海地方に居つた漢人の分れ出でたものと思はれ得る。もし果して然りとすれば、彼等の中には葛城襲津彦の伴れ還つた俘人に出づるものもあつたであらうと思ふ。これによつて忍海戸狛人の品部なるに反し、忍海漢人の雑戸たることも説明せられようと思ふ。

以上論述するところによつて、品部、雑戸には職業上もとより卑賤の民とせられたもの、刑餘の部民に出づるものがあり、殊に漢韓の歸化人の後裔が多く、その中には俘人の後裔もあることなれば、それ等の點から品部雑戸が全體として制度の成立に先だち民間に於て一般に賤視せられてゐたことが考へらるゝであらう。而して朝廷は大化改新以後に於ても直接部民の古來傳習する特殊の技術を利用することを必要とし、唐の工業雑戸に倣つて品部雑戸の制を定めたのであるが、これ等の人民は從來部民の間にあつて卑賤の色と目されてゐたから、律令の制定者も唐制で上級の賤民である工業雑戸をこれに擬するを躊躇しなかつたであらう。即ち彼等の身分が一般の部民よりも卑く、公民と目されなかつたのも、新に品部雑戸となつたためばかりでなく、制度の成立に先だち、既にその身分が一般の部民よりも劣つてゐたために、公民に編入されず、品部雑戸とされたのであると解せられよう。但し彼等が品部雑戸となれば一般の人民との身分上の差異が明瞭となるので、その屈辱感を深めることゝなるので、苟もこれを免るべき理由のあるものは争うてその除籍を朝廷に申請することになつたのである。續日本紀に雑戸の免除を申請するものゝ累出するに反し、品部のこれを申請するものゝ見えないのは、その身分雑戸よりも高く、公民と大差なかつたためであらう。

また品部雜戸の數は朝廷の必要とするところに従つてこれを定め、調庸の免除その他の特典を與へたのであるから、たとひ別記等の數に據らないとしても、自らそこに制限があつたわけである。然るに韓漢歸化人の後裔は、肥前風土記の漢部郷に見るが如く、畿内近國以外にも廣く諸國に住んでゐたのであり、またその職業も品部雜戸と同種の手工業をやつてゐたのである。これ等の人民は品部雜戸とはならないでも、その身分は一般の人民に劣り、品部雜戸と同じく卑賤を以て遇せられたのであらう。たゞその制度化せざるために一般の人民と同化混融することも早かつたであらうと思ふ。

雜戸が特に卑賤の民と目されたのは、その職業によること、天平十六年二月雜戸を免ずる勅に「汝等今負姓、人之所耻也、所以原免同於平民」とあるによつて明瞭であるが、品部の卑しまれたのも恐らくは雜戸と同じくその職業のためであらうと思ふ。併し、その職業が本來卑まれてをつたのか、或は又その職業に従ふものが卑まるゝために職業そのものが卑まるゝに至つたかは考慮を要することである。馬飼の雜戸たるが如きは前者の例に解せらるゝが、品部、雜戸の職業の中には必ずしも同様に解すべからざるものがある。例へば錦綾織、吳服部、酒戸は品部であり、鍛戸は雜戸であるが、記紀の神代卷を讀んで、天照大御神が忌服屋いひはぢやにましゝて神御衣を織らしめたまひ、天衣織女が素戔嗚尊の投げ入れたまひし天斑駒に驚きて急死し、素戔嗚尊が八俣の大蛇の侵入に備ふるため、足名椎、手名椎神に命じて「汝可以衆菓釀酒八甕」と申し、磐戸の變に諸神會合して、「取天安河之河上之天堅石、取天金山之鐵而、求鍛人天津麻羅而、科伊斯許里度賣命、令作鏡」といひ、或はまた「以石凝姥爲冶工、採天香山之金、以作日矛」といふやうな諸例を見ると、上代に於て機を織り、酒を醸し、鍛冶の業に従ふこと自身が特に卑しむ

べきことゝ考へられてゐたとは思はれない。かくの如く品部雜戶の職業自身に卑賤の觀念がないとすれば、これを卑賤とする理由はその業に従ふ人に在りとせねばならぬ。而して品部雜戶の職業には前述の如く漢韓の文化の影響によるもの多く、且つ漢韓歸化人の後裔が多くその中ををつたことから推せば、品部雜戶の職業の卑しまれたのは職業自身の性質が原因たると共に、その業に従ふものが漢韓歸化の手人たることに據るものゝ如く考へられる。

上代以來、來朝の漢韓人及びその子孫には才幹、學問、技術によつて官位を授けられ、國史に著はるゝものも少からず、彼等の中には支那帝王の後たることを誇稱するものもあつたが、これによつて地位、學問、才幹の如何を問はず、そのすべてが國民の尊敬を受けてゐたとは考へられない。少くとも奈良時代には、漢韓の歸化人に出づるものもその姓名を改め、皇別神別の諸氏と同視せられむことを欲するやうになり、天平勝寶九年四月の勅はその傾向を認めて降されたもので、「高麗百濟新羅人等久慕聖化、來附我俗、志願給姓、悉聽許之」と申し、所謂蕃別の諸氏もこれによつて願出で、その蕃姓を改むることができたが、これによつて日本風の氏姓を稱するものが多かつたから、「遂使前姓後姓、文字斯同、蕃俗和俗、氏族相疑、萬方庶民陳高貴之枝葉、三韓蕃資稱日本之神胤」(新撰姓氏錄序)、魯王、吳王、高麗王、漢高祖等を以て天御中至尊の後裔とする倭漢惣歴帝譜圖なるものが世に行はれ、國民のこれを信じて實録とするものがあつたから、大同四年二月勅して諸司官人の藏するものを進上せしむるに至つた。その傾向は遡つて律令制定の時代にもあつたであらうから、歸化人にして地位の卑い手人がその歸化人たるがために國民の間に特に賤視されたことも考へられぬことではない。況や桑原、佐藤、高宮、忍海の漢人の如く戰鬪の俘虜として我國に來たものは國民の間に一種の賤民として遇せられたのも已むを得ないことである。

三 品部雜戸の解放

品部雜戸は、律令の制度に於て良人とはいへ、公民と賤民との間にあるものであるが、續日本紀には屢雜戸にして官に任じ位を授けられることが散見する。即ち和銅六年十一月、正七位上椽作磨心は工技を善くし、妙麗の錦綾を織り出したるため、磨心の子孫をして雜戸を免せしめ、栢原村主の姓を賜ひ、靈龜二年九月、正七位上山背甲作客小友等訴へて雜戸を免せられ、山背甲作の四字を除き、改めて客姓を賜ひ、また養老四年十二月雜戸の籍を除き、池上君の姓を賜はつた少初位上朝妻金作大藏は春宮坊少屬であつた。春宮坊少屬は官位令では從八位上の官である。また神龜元年十月手人の名を除かれた忍海手人大海等兄弟六人の外祖父は從五位上津守連通であつた。續日本紀のこれ等の記事を文面の如く解釋せず、その官位を以て彼等が雜戸として有したのではなく、雜戸を解除された後に叙任せられた官位を當時に遡らしめて書いたものと解すれば、雜戸にして任官叙位に與かる矛盾も一應解決するわけであるが、雜戸の籍を除くと共に賜姓の恩典に浴するを見れば、やはり除籍の當時既に官位のあつたものと解するのが妥當であらうと思ふ。また除籍後の官位としても雜戸が公民となつて後容易に官位に就くことができるはずれば、雜戸に對する賤視の觀念がさほど根強いものでなかつたことだけは肯定せられよう。また雜戸にして官位を帶するを得るならば、雜戸より多少身分の高い品部が任官叙位の機會を得ることが一層容易であつたことは勿論である。これ等の任官叙位は、その品部雜戸に優れた技藝があり、或は特殊の事情があつてのことだらうから、これによつて一般の品部雜戸を律することはできないが、朝廷が律令によつてその身分を定め、公民の下に位

せしめながら、事實に於ては官に任じ位を授けて公民以上の地位に就かしたので、唐の賤民制度を以て我が良人に擬した品部雜戸の制度の破綻は既にこの間に顯はるゝといつてよい。

かくて天平十六年二月に至り、勅して「汝等今負姓、人之所耻也、所以原免同於平民、但既免之後、汝等手伎如不傳習子孫、々々彌降前姓、欲從卑品」と申し、悉く馬飼雜戸を免じ、次いで四月馬飼を除く雜戸の大半の屬する造兵鍛冶の二司を廢した。雜戸を廢するに至つた原因は明かでないが、天平時代には雜戸の技術が漸く民間に普及し、朝廷は雜戸によらないでもその必要を充たすことができ、且つ雜戸の制は優秀なる技工を用ふるに不便となつたのではなからうかと思ふ。またこれより先き天平十一年五月三關并に九州奥羽等の諸國以外の兵士の徵集を廢し、白丁をして交代して國府の兵庫を守らしめたことがある。類聚三代格、延曆二十一年十二月の官符に引くところの、その官符には「諸國兵士、皆悉聖停」とあり、臨時の處分たるが如きも、これより後、諸國の徵兵制度は漸く衰頹し、延曆十一年邊要地以外にはこれを廢するに至つた。隨つてその爲めに、鍛冶司の鍛戸はとにかく、造兵司に屬して武器を造つてゐた諸種の雜戸の廢せらるべきことは當然である。また雜戸の馬飼を廢した後には諸國の雜徭を以てこれに宛て、職員令集解左馬寮の條に引く天平勝寶三年の官符に「馬飼者、悉宛雜徭、如舊作番、上下左右馬寮」と見えてゐる。

天平十六年の雜戸を免じた勅の「汝等手伎如不傳習子孫、々々彌降前姓、欲從卑品」といふ句は、雜戸がその職業とする手伎を子孫に傳習すべきことを勸めたものゝ如く解せらるゝが、八年を経て天平勝寶四年二月に至り、その本業を免れざるの理由を以て雜戸の解免を取消し舊制を復活した。續日本紀に左の如くいつてゐる。

二月己巳、京畿諸國鐵工、銅工、金作、甲作、弓削、矢作、梓削、鞍作、靱張等之雜戶、依天平十六年二月十三日 詔旨、雖蒙改姓、不免本業、仍下本貫、尋檢天平十五年以前籍帳、每色差發、依舊役使

即ち天平十六年には子孫をして家業を傳習せしめて再び卑賤にならないやうにすべきことを戒めながら、天平勝寶四年には終にその家業を免るゝことができないからといつて舊制に復し、雜戶とするといふので、前後矛盾するやうであり、その解釋に苦しまざるを得ない。喜田貞吉博士は「無姓の百姓」と題する論文（史林第十四卷）に於てこれを説き、雜戶がその身分の向上に調子づいて、祖業を怠るやうなことがあつたなら、自ら食物を生産して活きるに道なき彼等の子孫は解放前の卑しい身分（姓）に降るであらうぞと戒めたのであるが、それは杞憂でなく、身分の向上と共にその本業を怠り、舊の如く卑品に従ふの餘儀なきに至つたと解釋されてゐる。併し、集解の諸説を見るも、雜戶が他の良人と同じく園地の班給に與かるや否やにつきては、法家の疑問とするものもあるが、口分田の班給を受くることには異説なく、朱説、貞説は明かに「問、雜戶陵戸品部等何、給口分田不、答、雜戶以下皆可給也、何者、不可下於奴婢故、但租可出者」といつてゐる。それ故、雜戶は祖業を怠るとするも、これによつて直ちに自ら食物を生産して活きる道のないものと斷ずることはできないであらうと思ふ。私も自ら適當なる解釋を得る能はざるを遺憾とするものであるが、試みに管見を述べて見ようと思ふ。朝廷は雜戶を廢しても、雜戶の奉仕する勞役製品を必要としないわけではない。もつとも馬飼の如きは、恐らく特殊の技巧を要しないであらうから、一般の人民の雜徭を以て代へることもできたであらうが、特殊の技巧を要する雜戶にあつては舊の如く彼等の勞働に俟たねばならぬ。徴兵制度の施行範圍を縮小しても、武器の製作を全く廢することのできなかつたことは明瞭であ

る。朝廷は雑戸を廢して、その身分を公民とすると共に差役貢納を廢し、必要に應じて或はその製品を買上げ或は勞賃を給して使役せんとしたのであらう。而して雑戸は公戸となると共に、雑戸として從來免除されてゐた調及び雜徭その他の義務を生ずるのであるが、彼等がその負擔に堪へなければ、朝廷はその公民たる資格を剝脱して雑戸の舊に復するも已むを得ざることとなるのである。朝廷が雑戸を廢すると共に家業の手伎を子孫に傳習せしむべきことを勸告したのも、蓋しそのためでないかと考へる。従つて天平勝寶四年の「雖蒙改姓、不免本業」といふのも、この種公課の負擔に堪へざることをいふのではなからうかと思ふ。彼等が民間に卑賤視せられてゐたことは、他の公民に比較して口分田以外の収入を得ることを困難ならしめ、公課の負擔も、當時の國司政治に於ては、彼等に對して公正を失し、特に苛重となるやうなことも考へられないことではない。且つそこに列擧する職業は鐵工、銅工、金作、甲作以下の武器の製作で、その需要の範圍も自ら制限せられてゐたわけである。また天平勝寶四年の雑戸制の復活は天平十六年解放された雑戸の全部に及ぶのではなく、所謂本業を免れざるものだけを再び雑戸としたのであらう。それ故、天平十六年以後雑戸の數は大に減じたものと見なければならぬ。

品部の身分は雑戸に比較すれば公民に近く、且つ固定的でなく、他の人民をしてその勤務に代り當らしむることができたので、別記の中にも常品部に對する借品部の稱が用ひられてゐる。即ち職員令集解左馬寮の條に「但品部、或常品部、或差人夫、年代宛品部」といひ、同圖書寮の條に「爲借品部、免調雜徭也」といふ。隨つて品部の廢止は雑戸よりも遙に後れて朝議の問題となり、雑戸一部の復活の後七年にして天平寶字三年乾政官の表議によつて初めてこれを停發するに至つた。續日本紀にいはいはく、

九月戊寅、乾政官奏、百姓輸調、其價不同、理須折中以均賦役、又停廢品部、混入公戸、其世業相傳者不在此限、伏聽天裁、奏可、事在別式

その別式が傳はらないから詳にするを得ないが、これによつて品部は世業相傳ふるもの、外停廢されたわけである。その理由は右乾政官の奏議の前半を成す賦役を平均せんとする目的に出で、公民と品部との負擔の平均を計らんとしたためである。而して世業相傳ふるものを保留したのは、雜戸の場合に於て本業を免れざるものに限つて復活した前例を斟酌した結果であらう。その後、天平神護元年閏十月河内國織御服絹戸、造餅戸を停め、延暦元年七月餅戸、散樂戸を廢し、更に同十年七月鷹戸を停め、品部の數は益減したが、遺るところの品部も諸司の使役の苛酷なるため、逃走するもの多く、類聚三代格、延暦十一年六月七日の勅に、「諸司品部等戸、本司徵役、特甚平民、遂令逃散不聊其生、如此等之色、其數居多、宜量閑劇、隨事省却」と見えてゐる。

かくて平安時代となつて、品部雜戸の史籍に上るもの次第に少く、類聚國史卷百七に大同元年十月百濟戸、狛戸を内藏寮に隸し、日本後記に弘仁三年八月漆部八烟を廢して公戸に従はしめ、三代實錄に天安二年十一月、左京職より毎年鍛冶戸、百濟品部等の計帳を進ずるも、徒に職吏の煩累たるのみで利益なきことを理由として、これを廢せんことを申請して、許されたことなどが見えてゐる。而して延喜式には僅に木工寮の鍛冶戸、左右馬寮の飼戸、兵庫寮の雜工戸及び鼓吹戸の四種の品部雜戸の名稱を存するに過ぎない。その令制と所屬を異にするに至つたのは官司の廢合により、鍛冶戸は別記では鍛戸として鍛冶司及び造兵司に屬したが、養老令は造兵司所屬の鍛戸等八種の雜戸を以て雜工戸と爲し、鍛戸は鍛冶司所屬のものだけの名稱とした。然るに大同三年鍛冶司を木工寮に併せ、

寛平八年造兵司、鼓吹司、左右兵庫司を併合して兵庫寮としたので、鍛冶は木工寮に屬し、雜工戸は兵庫寮に屬し、もと鼓吹司に屬してゐた鼓吹戸も鼓吹司の合併によつて兵庫寮に屬するやうになつたのである。たゞ別記の馬廿(飼)だけが養老令に飼丁となり、後、飼戸となつて、令制の如く左右馬寮に屬してゐたのである。令制と式制とについて、その數を比較するに、木工寮の鍛冶戸は三百七十二戸で、鍛冶司の鍛冶戸三百三十八戸より少しく増加しただけで、その他は皆減少し、造兵司の雜工戸は雜戸品部合計五百三十五戸であつたが、兵庫寮の雜工戸は三百七十四戸であり、鼓吹司の鼓吹戸は二百十八戸であつたが、兵庫寮の鼓吹戸は半減餘の百戸となり、左馬寮の飼戸は三百二十二戸より百六十六戸に、右馬寮の飼戸は二百十六戸より百二十七戸に減じ、その大部分は左右京五畿内よりこれを徴し、その他の諸國から出づるものは、最も多い雜工戸でも總計三百七十四戸の内百二十五戸で、これに次ぐ鍛冶戸は總計三百七十二戸の内七十九戸あるに過ぎない。且つこれ等四種の戸は別記の品部雜戸の名稱を襲いでゐるが、式ではこれを品部雜戸と稱せざるのみならず、三代實錄元慶四年八月十六日の兵部省の上言に引くところの式(貞觀式)には、鼓吹戸について「戸別點定六丁、若過期者、拔補他戸課丁」といひ、山城の鼓吹戸は國司鼓吹司と共に中戸上戸を以て點定し、他役に充つるべからざることを定めたが、延喜式にはこれを鼓吹戸一般の規定としてをり、(延喜式には中戸上戸を中上戸としてゐる)、少くとも鼓吹戸は中上戸以上の人民から採つたので、これを品部雜戸の如く卑賤の色とするを得ない。飼戸についても、天平勝寶三年の官符によつて雜徭を充つることが定められてゐる。延喜式はまた鍛冶戸について「凡五畿内及伊賀、伊勢、近江、丹波、播磨、紀伊等國鍛冶戸百姓調庸徭分者、附貢調使送之」といひ、鍛冶戸を百姓と稱してゐるのである。また令の伴部たる雜小部は、義解に雜工戸

の中から簡び取ると説いてゐるが、延喜式にも雜工部廿人、簡取戸内百姓藝業勝衆者」といひ雜戸工を百姓としてゐるのである。これによつて見れば、延喜式の鍛冶戸、雜工戸、鼓吹戸、飼戸は品部雜戸の遺制を傳へるだけで、實は一般の人民と異ならなかつたのであるから、身分の上から卑まれてゐた品部雜戸の實は既に亡びたものといふべきである。